

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年4月町田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の220」を「100分の210」に、「100分の250」を「100分の240」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、市議会議員の期末手当を改定するため、提案するものである。

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の40</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の210</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の240</u>を乗じて得た額に、町田市職員の期末手当支給に関する条例(昭和33年7月町田市条例第34号)の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の50</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の220</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の250</u>を乗じて得た額に、町田市職員の期末手当支給に関する条例(昭和33年7月町田市条例第34号)の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>